

## 処分の理由を明らかにする資料の提出（検討参考資料）

### 第1 見直しの考え方

審理の充実・促進の観点から、訴訟の早期の段階で、処分の理由・根拠に関する当事者の主張及び争点を明らかにするため、裁判所が、裁決の記録や処分の理由を明らかにする資料の提出を命ずることができる釈明処分の特例を設ける。

### 第2 見直しの概要

#### 1 処分の理由を明らかにする資料の提出等

民事訴訟法第151条の釈明処分の特例として、裁判所が、例えば、次のような処分をすることができる制度を設けることはどうか。

##### 裁決の記録の送付

裁決の取消しの訴え又は裁決を経た処分の取消しの訴えの提起があった場合には、裁判所は、遅滞なく、当該裁決をした行政庁に対し、裁決の記録の送付を求めるものとする。ただし、その必要がないことが明らかなきときは、この限りでないものとする。

##### 処分の理由を明らかにする資料の提出

処分の取消しの訴えの提起があった場合において、当該処分に関し、訴訟関係を明瞭にするため、必要があるときは、裁判所は、処分の内容、その根拠となる法令の条項、その原因となる事実その他処分の理由を明らかにする資料の提出を求めることができるものとする。

#### 2 当事者訴訟等への準用

上記1及び2による処分の理由を明らかにする資料の提出等は、無効確認訴訟のほか、処分又は裁決の適否が争いとなる当事者訴訟又は争点訴訟についても、準用することとしてはどうか。